**情緒障害児短期治療施設（児童心理治療施設）倫理綱領**

**はじめに**

情緒障害児短期治療施設は、心理的困難や苦しみを抱え、日常生活の多岐にわたって生き辛さを感じて心理治療を必要とする子どもたちを、入所あるいは通所させて治療を行う施設です。 子どもたちの社会適応能力の育成を図り、将来健全な社会生活を営むことができるようになることを目指します。そのために私たちは自己研鑽に励み、専門性の向上を図ります。この理念を共有するために以下のように定めます。

**基本理念**

施設に措置された子どもの生命と人権を守り、ひとりひとりの存在を尊重し、それぞれの目標に向かって成長発達を援助します。

* 私たちは児童憲章と子どもの権利条約の理念を遵守します。子どもたちへのいかなる差別や虐待も許さず、権利侵害の防止に努めます。
* 私たちはひとりひとりの子どもの最善の利益を追求します。
* 私たちは子どもが主体的に自己決定できるように援助し、その決定を尊重します。
* 私たちは子どもと家族などその子どもの周囲の人たちとの関係を大切にし、支援していきます。
* 私たちはおのおのが専門性の向上を図り、職員間の連携を深めて総合環境療法がより効果をあげることを目指します。